

# 中央区立佃中学校くすのき会会則

## (総 則)

- 第一条 本会は東京都中央区立佃中学校くすのき会と称する。略称をくすのき会とする。
- 第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、PTAや学校行事・周年行事等に協力し、佃中学校の発展に寄与することを目的とする。
- 第三条 本会は特定の政治や宗教にかたよることなく、また営利を目的とした行為は行わない。
- 第四条 本会は、学校の管理運営や教職員並びにPTAの運営・人事に干渉しない。
- 第五条 本会の事務局は、佃中学校内に置く。

## (会 員)

- 第六条 本会の会員は、卒業生の保護者並びに転退教職員で、会の趣旨に賛同する者とする。
- 第七条 一、本会は現職並びに歴代校長を名誉会員とすることができる。  
二、本会は現役PTA役員及び教職員を準会員とすることができる。

## (役 員)

- 第八条 本会に次の役員を置く
- 一、会長 一名
  - 二、常任幹事 若干名
  - 三、会計幹事 二名
  - 四、幹事 若干名
  - 五、会計監査 二名
- 第九条 役員の出選は次の通りとする。
- 一、会長は常任幹事より互選する。
  - 二、常任幹事並びに会計幹事、事務局幹事は幹事より互選する。
  - 三、幹事並びに会計監査は会員の中より互選する。
  - 四、役員の内任期は一年とする。但し再任を妨げない。

## (事業 会計)

- 第十条 本会は定例会を年一回開催し、会務報告・会計報告その他必要事項を報告する。また、必要に応じて臨時例会を開催することができる。
- 第十一条 本会は会員及び準会員の親睦をはかるための会を開くことができる。
- 第十二条 例会及び親睦の会の設営は幹事会が行う。
- 第十三条 本会正会員の会費は年会費一、〇〇〇円(入会金は無料)とし、例会の際納入することとする。但し、必要に応じ、幹事会の了承を得て臨時会費を徴集することができる。
- 第十四条 次の各項に該当するときは会員の資格を失うものとする。  
一、退会の申し入れのある時  
二、会費を納入しない時
- 第十五条 本会の運営上必要な細則は幹事会で別に定める。
- 第十六条 本会の会則は例会の出席者三分の二以上の賛成を得れば改正することができる。

## (附 則)

本会則は平成七年十月六日より施行する。  
平成二十一年十一月十日一部改訂